

1 計画の策定経緯

年月日	内 容
平成24年 5月7日	第1回富山県健康づくり県民会議 ・現行計画の最終評価、課題整理 等
7月5日	富山県健康づくり県民会議専門委員会① ・計画の構成案、指標項目案 等
10月9日	富山県健康づくり県民会議専門委員会② ・計画の素案、指標目標案 等
11月19日	富山県健康づくり県民会議専門委員会③ ・計画原案 等
12月19日	第2回富山県健康づくり県民会議 ・中間報告案を審議
平成25年 2月20日	パブリックコメントの実施（～3月12日） 市町村への意見照会
2月27日	富山県健康づくり県民会議保健事業検討部会 ・地域・職域代表者と意見交換
3月28日	第3回富山県健康づくり県民会議 ・計画（案）の審議

2 富山県健康づくり県民会議

1 富山県健康づくり県民会議設置要綱

(目 的)

第1条 平均寿命の延長、少子高齢化、生活習慣病の増加など健康づくりを取り巻く状況の変化を踏まえ、家庭、地域、学校、企業、団体、行政等が一体となって、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進するため、富山県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 健康づくりに関する調査研究及び提言に関すること。
- (2) 県民健康づくりプランに関すること。
- (3) 健康づくり運動に係る意識啓発に関すること。
- (4) 健康づくり政策及び事業に係る関係機関相互の連絡連携に関すること。
- (5) その他県民総ぐるみの健康づくり運動の推進に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 県民会議は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の役員、関係行政機関の者及び県職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 県民会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議は、会長が招集する。

2 県民会議の議長は、会長をもって充てる。

3 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(部会・専門委員会)

第7条 県民会議に部会及び専門委員会を置く。

2 部会は、健康づくりの特定分野について調査、審議する。

3 専門委員会は、会長や部会長の求めに応じ専門事項を調査、審議する。

(顧問)

第8条 県民会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

3 顧問は、県民会議に出席して意見を述べるができる。

(幹事)

第9条 県民会議に幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、県民会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 県民会議の庶務は、厚生部健康課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成13年8月21日から施行する。

2 富山県民健康づくり推進協議会設置要綱は、廃止する。

2 富山県健康づくり県民会議委員

(五十音順、敬称略)
平成25年3月現在

委員名	役職	
青山 芳枝	富山県婦人会 理事	
安東 誠	富山県労働者福祉事業協会 専務理事	
伊東 尚志	富山県町村会 会長	
井上 博	富山大学附属病院 院長	
小野寺 孝一	富山大学 教授	
鏡森 定信	富山産業保健推進センター 所長	会長
笠島 眞	富山県医師会 副会長	副会長
加須 栄教子	富山県老人クラブ連合会 副会長	
片貝 仁子	富山県生涯学習協議会 常任理事	
小柴 香代子	富山県体育指導委員協議会 副会長	
小島 伸也	富山県社会福祉協議会 副会長	
桜井 森夫	富山県市長会 代表	
鈴木 道雄	富山県精神科医会 副会長	
高尾 直行	富山県自治会連合会 会長	
田岸 昌治	(社)日本青年会議所 富山ブロック協議会 前会長	
辻 明美	富山県小・中学校教頭会 理事	
西尾 公秀	富山県薬剤師会 副会長	
西田 秀子	富山県栄養士会 会長	
布村 久幸	公募委員	
細川 美代子	公募委員	
三谷 順子	富山県看護協会 会長	
三鍋 光昭	富山県労働基準協会 会長	
宮岸 裕美子	富山県食生活改善推進連絡協議会 会長	
安田 篤	富山県歯科医師会 副会長	
藪 道子	富山県PTA連合会 副会長	
和田 麗子	富山県母親クラブ連合会 会長	

3 富山県健康づくり県民会議専門委員会

1 富山県健康づくり県民会議専門委員会要領

趣 旨

第1条 この要領は、富山県健康づくり県民会議設置要綱第7条に基づき、富山県健康づくり県民会議専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

専門委員会の所掌事務

第2条 専門委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民健康づくりに関するプランの策定に関すること。
- (2) 県民健康づくりに関するプランの進行管理、評価に関すること。
- (3) その他健康づくりに関する必要な事項に関すること。

組 織

第3条 専門委員会は、富山県健康づくり県民会議等の委員及び有識者をもって組織する。

- (1) 専門委員会の委員は、知事が委嘱し、又は命ずる。

委員長

第4条 専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、専門委員会委員の互選により、選出する。
- 3 委員長は、専門委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

会 議

第5条 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

任 期

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任を妨げない。

報 告

第7条 委員長は、専門委員会で協議した事項について、県民会議へ報告するものとする。

庶 務

第8条 専門委員会の庶務は、富山県厚生部健康課で所掌する。

細 則

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成13年8月21日から施行する。

2 富山県健康づくり県民会議専門委員会委員

(五十音順、敬称略)
平成25年3月現在

委員名	役職	
五十嵐 恵美子	富山県学校養護教諭会 会長	
稲寺 秀邦	富山大学 教授	
小野寺 孝一	富山大学 教授	
鏡森 定信	富山産業保健推進センター 所長	委員長
数川 悟	富山県心の健康センター 所長	
黒澤 豊	富山県厚生センター・支所長会 代表	
西田 秀子	富山県栄養士会 会長	
練合 正子	市町村保健師研究連絡協議会 会長	
三谷 順子	富山県看護協会 会長	
渡辺 徹	全国健康保険協会富山支部 企画総務部長	